

2022年7月22日

各位

株式会社 八十二銀行

臨時報告書の一部訂正について

掲載している臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、添付資料（臨時報告書の訂正報告書）のとおり訂正いたします。

以上

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月22日

【会社名】 株式会社八十二銀行

【英訳名】 The Hachijuni Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 松 下 正 樹

【本店の所在の場所】 長野市大字中御所字岡田178番地 8

【電話番号】 長野(026)227局1182

【事務連絡者氏名】 企画部長 木 村 岳 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町四丁目1番22号
株式会社八十二銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3246局4822

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 本 藤 智 保

【縦覧に供する場所】 株式会社八十二銀行 東京営業部
(東京都中央区日本橋室町四丁目1番22号)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2022年6月29日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 【訂正内容】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	<u>3,705,867</u>	197,220	0	(注)1	可決 <u>94.27</u>
第2号議案 定款一部変更の件	<u>3,899,933</u>	3,155	0	(注)2	可決 <u>99.21</u>
第3号議案 取締役3名選任の件					
佐藤 信司	<u>3,734,703</u>	168,264	0	(注)3	可決 <u>95.01</u>
田下 佳代	<u>3,772,135</u>	130,833	0		可決 <u>95.96</u>
金井 孝行	<u>3,893,743</u>	9,226	0		可決 <u>99.05</u>
第4号議案 監査役1名選任の件					
笠原 昭寛	<u>3,734,095</u>	168,838	155	(注)3	可決 <u>94.99</u>

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	<u>3,787,055</u>	197,220	0	(注)1	可決 <u>92.52</u>
第2号議案 定款一部変更の件	<u>3,981,121</u>	3,155	0	(注)2	可決 <u>97.26</u>
第3号議案 取締役3名選任の件					
佐藤 信司	<u>3,815,891</u>	168,264	0	(注)3	可決 <u>93.22</u>
田下 佳代	<u>3,853,323</u>	130,833	0		可決 <u>94.14</u>
金井 孝行	<u>3,974,931</u>	9,226	0		可決 <u>97.11</u>
第4号議案 監査役1名選任の件					
笠原 昭寛	<u>3,815,283</u>	168,838	155	(注)3	可決 <u>93.21</u>

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

以上